

5月といえばゴールデンウィーク！なんて方もいらっしゃるのではないのでしょうか？お休みが長いので旅行やレジャーに勤しむ方も多いと思います。そんなレジャー関係にも税金がかかっているのをご存知ですか？まずはゴルフ！ゴルフ場を利用される方には、ゴルフ場利用税がかかっています。行楽には欠かせないお酒にも酒税が。趣味で狩猟をされる方には狩猟税が。たばこ税に入湯税、航空燃料税。実はいろいろなところでかかっていますね。なかには、緑豊かなまちづくりのため、みどり税がかかっている市区町村もありますよ

“青色申告法人の” 所得拡大促進税制 VS 雇用促進税制

★★★【所得拡大促進税制とは】 平成30年3月31日(2年延長されました)までの間に開始する各事業年度に、給与の支給増加額×10%を税額控除出来る制度です。

POINT 控除税額は、当期の **法人税額の10%（中小企業者等については20%）**

≫≫≫≫事前の届け出等は必要ありません!!!

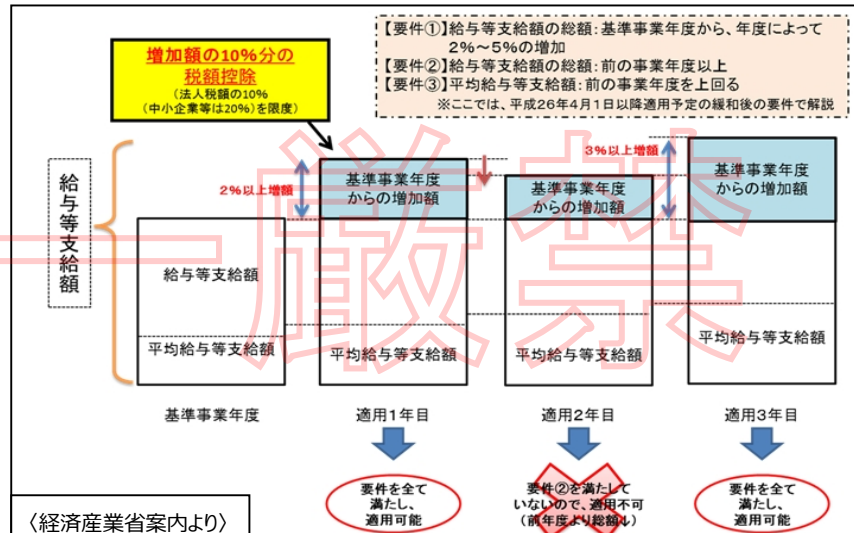
適用要件 ※3つすべて満たす必要があります

- I 基準事業年度と比べて、従業員への**給与の総額**が**5%以上増加**していること！
- II 前年度と比べて、従業員への**給与の総額**が**減っていない**こと！
- III 前年度と比べて、**1人あたりの平均給与**が**減っていない**こと！

適用手続

法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告書等に、明細書を添付する必要があります。

☆基準事業年度とは・・・2013年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。



★★★【雇用促進税制とは】 平成28年3月31日までに始まる各事業年度で、雇用者数を一定数増加させた場合に、定額の税額控除を受けられる制度です。

POINT 控除税額は、**1人当たり40万円の税額控除**

≫≫≫≫ハローワークへ事前の届け出の必要あり(事業年度開始後2ヵ月以内)!!!

適用要件・対象者

- I 青色申告書を提出する事業主であること
- II 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による**離職者がいないこと**
- III 適用年度に雇用者数を**5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上増加**させていること
- IV、適用年度における**給与等の支給額が、比較給与等支給額以上**であること 等

適用手続

≫≫≫ ハローワークで雇用促進計画の達成の状況の確認を求め、明細書と一緒に確定申告書等に添付する必要があります。

上記の2つの税制は、いずれかの選択適用となりますので、ご注意ください。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【平成27年1月1日から相続税が改正に】

相続税の目的には「富の再分配」や「格差の固定化防止」があります。

「相続税の課税件数の割合」

昭和62年7.9% → 平成23年4.1%

「東京都市内に限っては10%前後！」

「これが制度改正によって20～30%前後の方が相続税の対象になる可能性!!!」



今回は「相続税」を強化する一方で、補完役である「贈与税」は緩和となります。

「高齢者の保有資産を若い世代へ」

「今回の相続税改正の注目ポイント」

「定額控除が5000万円から3000万円に」

「控除額が法定相続人1人につき1000万円から600万円に」

このため一般的なケースで、法定相続人を配偶者と子2人の計3人とした場合、従来なら相続財産が8000万円を超える場合であったものが、改正後は4800万円を超える場合から相続税がかかることになります。

「相続財産が8000万円であればゼロであった相続税が、改正後は350万円必要ということになります。」

このようなことから今後は、緩和された贈与税をより上手く活用して相続対策を考えていきたいところです。相続税は早い時期から計画的に対策することが大切です。まずは一度ご相談ください。

今月のいろいろ「掲示板」

「労務」そろそろ改定の時期です！

「住民税額」

住民税は前年の所得に対し市区町村が課税するもので、会社員の場合は、1月1日から12月31日の所得に対する住民税が、翌年の6月から翌翌年の5月までに12回に分けて給与より天引きされます（特別徴収といいます）

給与計算担当者の方は、市区町村から送られてくる「住民税決定通知書」をよく確認し、6月からの住民税額を間違えないようにしましょう☆

「標準報酬月額」

4月・5月・6月の各月に支払われた報酬をもとに、毎年7月に給与の標準報酬月額の見直しを行います。この手続きを「社会保険の基礎算定」といいます。この手続きをすることで、標準報酬月が変更になり、社会保険料額等が変更になります。

どちらもまだ先の話ではありますが、スムーズに手続きが出来るように、頭に入れておきましょう☆

「スタッフブログ」

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。
< http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢

「血液型編」

A型

運勢は停滞ムードで何事も根気と粘り強さが必要です。もうひと踏ん張り地道は開けると信じて前進あるのみ！

B型

日頃の活動が周囲に認められる月です。人気運も上昇傾向なので欲張らずに進めば好結果も期待できそうです。

O型

外見は良好に見えても内面は問題を抱えやすい月です。些細なことで一喜一憂せず、心を大きく構えましょう！

AB型

能力を発揮することで自然に道は開けます。出し惜しみせずに全力でぶつかることで周囲からも認められて吉！



優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp Ⓜ http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。